

大治町議会議員一般選挙

投票日 4月23日(日)

大治の 明日を築く この一票

- 告示日(立候補届出日) 4月18日(火)
- 選挙期日 4月23日(日) ●投票時間 午前7時～午後8時
- 期日前投票
とき 4月19日(水)～22日(土)期間中は、土曜日でも投票できます。
毎日午前8時30分～午後8時
- ところ 役場 3階 第3会議室
- 立候補届出受付
とき 4月18日(火)午前8時30分～午後5時 ところ 役場 3階 大会議室



●投票できる方

大治町で投票できる方は、次の要件を備え、令和5年4月17日現在で調製する選挙人名簿に登録されている方です。ただし、町外へ転出された場合は、選挙人名簿に登録されていても投票することはできません。

- ・令和5年4月23日(選挙期日)現在で満18歳以上の方
(平成17年4月24日以前に生まれた方)
- ・令和5年1月17日以前に大治町に転入届をし、引き続き3カ月以上大治町の住民基本台帳に記録されている方

●転入・転出された方

令和5年1月18日以後に本町へ転入された方は、投票できません。また、選挙人名簿に登録されている方でも、投票する前に町外へ転出した方は投票できません。

- 開票 4月23日(日)午後9時から役場 3階 大会議室で行います。

投票方法など詳しくは先月号の広報をご覧ください。

大治町選挙管理委員会のホームページにて、投票・開票速報をご覧ください。

問合せ先 大治町選挙管理委員会(役場 総務課内) 内線125・162

こどもからSDGs おおはるからはじめようSDGs ～SDGs(エスディー・ジーズ)ってなんだろう?vol.12～

8 働きがいの
経済成長も



若い人たちや障がいがある人たち、男性も女性も、働きがいのある人間らしい仕事ができる社会が大切です。

県では「ワーク・ライフ・バランス」を推進しており、多様な働き方の推進や、年次有給休暇の取得促進などに取り組んでおり、いつでもどこでも、誰もが自分らしい働き方を実現できる職場づくりを目指しています。

みなさんの家族の職場では、「ワーク・ライフ・バランス」を意識しているのか、聞いてみましょう。